

●香川県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成23年11月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の 種 類
	変 更 前	変 更 後		
平成23年 10月1日	社団法人香川県薬剤 師会営西部調剤薬局 善通寺市善通寺町4 丁目7番36号	社団法人香川県薬剤 師会営西部調剤薬局 善通寺市善通寺町4 丁目7番28号	社団法人香川県薬剤師会 高松市亀岡町9番20号	居宅療養管 理指導 介護予防居 宅療養管理 指導